

証券コード 143A

2024年6月11日

(電子提供措置の開始日 2024年6月5日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿六丁目28番7号

イ シ ン 株 式 会 社

代表取締役
社 長 片 岡 聡

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第19回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://ishin1853.co.jp/ir/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目14番11号 Daiwa西新宿ビル
TKP新宿カンファレンスセンター ホール4D
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 案 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎株主さまへご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・計算書類の個別注記表

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	あかし ともよし 明 石 智 義 (1979年1月5日生)	2005年4月 当社設立 代表取締役社長就任 2011年5月 当社代表取締役会長就任（現任） 2014年1月 GMOベンチャー通信スタートアップ 支援株式会社専務取締役就任（現任） 2015年7月 Ishin USA, Inc.設立 Director就任 2015年11月 Ishin Global Fund I Limited Director就任 (選任理由) 当社の創業者であり、グループ全体の経営に関する 総合的な判断力を備えております。代表取締役会長に 就任後も、経営体質の強化、事業のグローバル化を推 進し、当社の成長を牽引してまいりました。現在も引 き続き、当社の経営の監督を行っており、創業期から の経験を生かした持続的な成長と企業価値の向上に寄 与できる人材と判断したことから取締役候補者といた しました。	1,118,700株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	かたおか さとし 片岡 聡 (1980年11月17日生)	<p>2004年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社</p> <p>2012年10月 株式会社リクルートキャリア転籍（持株会社制への移行に伴う分社化のため）</p> <p>2013年7月 当社入社</p> <p>2013年10月 当社取締役就任</p> <p>2014年4月 当社専務取締役就任</p> <p>2015年5月 当社代表取締役社長就任（現任）</p> <p>2016年4月 株式会社Nメディア代表取締役就任</p> <p>2016年6月 Ishin Global Fund I Limited Director及び日本における代表者就任</p> <p>(選任理由) 2013年に入社して以来、各事業部の担当取締役として陣頭指揮を執ってまいりました。また、当社社長就任後は中期経営計画策定や海外事業進出など企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、取締役候補者といたしました。</p>	32,000株
3	まるやま こうだい 丸山 広大 (1981年4月11日生)	<p>2008年3月 当社入社</p> <p>2014年1月 GMOベンチャー通信スタートアップ支援株式会社取締役就任</p> <p>2015年7月 Ishin USA, Inc. CEO就任</p> <p>2018年4月 当社取締役就任（現任）</p> <p>2022年4月 Ishin Global Fund I Limited Director就任（現任）</p> <p>2022年4月 Ishin USA, Inc. Director就任（現任）</p> <p>2023年4月 当社管理本部長（現任）</p> <p>(選任理由) 当社の管理本部長を務め、当社の管理部門全体の統括を中心に経営に携わっております。経営体制及び管理体制を強化するため、取締役候補者といたしました。</p>	16,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	にしなか ひろし 西中大史 (1988年6月23日生)	<p>2011年4月 株式会社三井住友銀行入社 2015年9月 Ishin USA, Inc.入社 2017年1月 当社転籍入社 2021年4月 当社グローバルイノベーション事業部長(現任) 2023年6月 当社取締役就任(現任) 2023年6月 当社WEB開発部担当(現任)</p> <p>(選任理由) 2015年にIshin USA, Inc.に入社し、当社転籍入社後もグローバルイノベーション事業の立ち上げ及び発展に大きく寄与してまいりました。当社の中核事業を立ち上げた手腕やリーダーシップ、経験を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	-
5	かみやま とおる 上山亨 (1977年10月11日生)	<p>2000年4月 野村證券株式会社入社 2017年8月 カケルパートナーズ合同会社設立 代表社員就任(現任) 2017年11月 HEROZ株式会社取締役(監査等委員)就任(現任) 2019年6月 ビープラッツ株式会社社外取締役就任(現任) 2020年2月 株式会社いつも社外監査役就任 2020年6月 同社取締役(監査等委員)就任(現任) 2022年6月 当社社外取締役就任(現任) 2022年12月 株式会社M&A総合研究所社外取締役就任 2023年3月 株式会社M&A総研ホールディングス社外取締役就任(現任) 2023年10月 ヒルトップキャピタルパートナーズ合同会社設立 代表社員就任(現任)</p> <p>(選任理由及び期待される役割) 大手金融機関における勤務経験や企業経営の経験を有しており、経営や金融等に関する知識・経験等をもって当社経営に対し適切な監督・助言を行っていただいております。引き続き、取締役会において当社の経営に対する有益な助言をいただくこと並びにコーポレートガバナンス体制を強化することを期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>	-

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	かく さん え 郭 翔 愛 (1978年7月29日生)	2002年4月 三井物産株式会社入社 2007年6月 トレンダーズ株式会社入社 2010年6月 同社取締役就任 2020年4月 合同会社Tasuki設立 代表社員就任(現任) 2020年6月 トレンダーズ株式会社常勤監査役就任(現任) (選任理由及び期待される役割) 企業経営の経験を有しており、事業開発や経営全般の知識・経験等をもって当社経営に対し適切な監督・助言をいただくこと並びに当社のコーポレートガバナンス体制強化を期待し、社外取締役候補者といたしました。	-

- (注) 1. 郭翔愛氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 明石智義氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社Bright Stoneが保有する株式数も含んでおります。
4. 取締役候補者明石智義氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
5. 上山亨氏及び郭翔愛氏は社外取締役候補者であります。
6. 上山亨氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は、取締役候補者上山亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。郭翔愛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 当社は上山亨氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、上山亨氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、郭翔愛氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結する予定であります。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、被保険者は保険料を負担しない予定です。当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、当該保険契約においては、役員等の職務執行の適正性担保のため、悪意又は重過失の場合等、一定の事由に該当する場合は保険金を支払わないこととしております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役の藤井千敏氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査役1名選任をお願いするものであります。なお、補欠として選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
田中真衣 (1983年2月14日生)	2005年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2020年10月 AIGATE株式会社常勤監査役就任 2021年9月 株式会社レアジョブ入社 2023年4月 公認会計士田中真衣事務所開所代表就任（現任） 2023年9月 当社社外取締役就任（現任） (選任理由) 田中真衣氏は2023年9月より当社の社外取締役として経営に携わっております。公認会計士としての専門知識を有しており、当社経営に対して適切なお助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス強化が期待できることから監査役候補者といたしました。	-

- (注) 1. 田中真衣氏は、新任の監査役候補者であります。
 2. 候補者田中真衣氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 当社は田中真衣氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。田中真衣氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を監査役として改めて締結する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結する予定であります。田中真衣氏が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、被保険者は保険料を負担しない予定です。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、当該保険契約においては、役員等の職務執行の適正性担保のため、悪意又は重過失の場合等、一定の事由に該当する場合は保険金を支払わないこととしております。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、行動制限解除や海外からの入国制限の緩和等により、社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、中東地域やロシア・ウクライナをめぐる国際情勢の深刻化・長期化によるエネルギー・資源コストの高騰が国内物価にも影響するなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境下において、当社グループは「世界的な視野を持った事業家たちが差別化された事業を通じて社会の進化に貢献する」という理念のもと、官公庁と民間企業の共創を支援する「公民共創事業」、イノベーションをテーマに情報ポータルサービスを提供する「グローバルイノベーション事業」、メディアを通じて成長企業のブランディング・マーケティング支援を行う「メディアPR事業」の3つの事業を展開しております。

当社グループを取り巻く環境としては、従来より国が推し進めている地方自治体のデジタルトランスフォーメーション（DX）や民間企業のオープンイノベーションの推進の動きは、引き続き事業の追い風となっております。特に公民共創事業においては業容拡大の機会と捉え、積極的な事業推進・商品開発に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの事業は順調に拡大を続け、売上高は1,280,091千円（前年同期比11.5%増）、営業利益は200,958千円（前年同期比110.7%増）、経常利益は188,302千円（前年同期比69.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は126,279千円（前年同期比50.7%増）となりました。

事業別	第18期 (2023年3月期)	第19期 (2024年3月期)	前年同期比増減率
売上高	1,148,005千円	1,280,091千円	11.5%増
営業利益	95,388千円	200,958千円	110.7%増
経常利益	111,047千円	188,302千円	69.6%増
親会社株主に帰属する 当期純利益	83,772千円	126,279千円	50.7%増

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

(公民共創事業)

公民共創事業では、企業の自治体向けマーケティング・販促及び各種営業支援を展開しております。主力サービスである雑誌『自治体通信』の新規獲得が好調に進捗したことに加え、もう一つの主力サービスである「BtoGプラットフォームサービス」では、高単価プランが寄与したことにより売上高が伸びました。また、費用面においてもマーケティングコスト等の最適化を図ったことにより、売上高の増加と相まって収益性も向上いたしました。

この結果、当連結会計年度におけるセグメント売上高は472,680千円（前年同期比13.3%増）、セグメント利益は131,208千円（前年同期比76.7%増）となりました。

(グローバルイノベーション事業)

グローバルイノベーション事業では、グローバル研修サービスでの大型案件を受注したことにより、売上高が増加いたしました。また、主力サービスである成長産業に特化した情報ポータルサイト「BLITZ Portal」（ブリッツポータル）も、前期からのアカウントの積み上げにより堅調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度におけるセグメント売上高は388,642千円（前年同期比16.0%増）、セグメント利益は138,564千円（前年同期比21.3%増）となりました。

(メディアPR事業)

メディアPR事業では、主力サービスである『ベンチャー通信』に加え、3月に開催した「ベストベンチャー100カンファレンス」のイベントスポンサーの受注が好調に進捗した結果、売上高が増加いたしました。同イベントでは、成長企業の経営者を中心に約500名ほどのの方々にご参加いただき、過去最大規模のイベントとなりました。

この結果、当連結会計年度におけるセグメント売上高は418,768千円（前年同期比5.8%増）、セグメント利益は260,270千円（前年同期比5.7%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は5,217千円であり、その主なものは本社部門における複合機3,027千円及び入退室管理機材902千円であり、ます。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、2024年3月25日に東京証券取引所グロース市場に上場したことに伴う公募増資により240,000株の新株式を発行し、238,464千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 組織・管理体制の強化

経営環境の変化に対し、柔軟かつ迅速な意思決定を機動的に対応できる組織づくりを目指し、経営効率化の観点から、管理部門の生産性の向上に努めてまいります。

また管理部門の人員確保と育成強化を充実させ、今後は株主の皆様を始めとするステークホルダーに対して、的確な情報を掲示又は開示すると共に、財務報告の適正性や経営を継続していく上でのコンプライアンス体制を強化し、企業としての社会的責任に応えてまいります。

② 優秀な人材の確保及び育成

当社グループにおける他社への優位性は、当社理念を体現する「世界的視野を持った事業家たち」にあります。事業家の採用・育成は最も重要な経営課題の一つであり、魅力的な仕事内容や育成環境、報酬体系の整備は欠かせません。また、事業計画においても、営業人員の増加及び戦力化を前提とした計画を策定しており、今後、様々な採用チャネルを活用して優秀な人材の獲得を推進してまいります。また入社後の早期戦力化についても、教育制度等を充実し、メンバーの成長をサポートしてまいります。

③ 個人情報の保護及びセキュリティ対応

プラットフォーム事業者の個人情報の取り扱いと保護については、近年世界中で高い関心が寄せられております。当社グループでは各事業において個人情報を取り扱っており、それらの情報保護の観点から情報セキュリティシステムの強化と共に、個人情報保護の社内体制整備を進めてまいります。

④ 公民共創事業におけるマーケットシェア拡大と付加価値の向上

公民共創事業の成長においては、マーケットシェアの拡大とサービスの付加価値向上による顧客単価向上が必要不可欠と考えております。これらを実現するために、商品力強化やメディア認知度向上、カスタマーサクセス強化、蓄積された顧客データを生かしたサービス付加価値向上等に取り組んでまいります。

⑤ 既存領域における新たなソリューションの開発及び新市場の開拓

当社グループが今後も持続的に成長していくためには、既存領域における新たなソリューションの開発と新領域の開拓が課題であると認識しております。既存領域における新たなソリューションの開発においては、営業BPOや人材関

連サービス等の開発に取り組んでまいります。また、新市場の開拓においては、グリーントランスフォーメーションや生成AI、事業承継、医療等も含めた新市場の調査・事業検討を行ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度 第16期	2021年度 第17期	2022年度 第18期	2023年度 (当連結会計年度) 第19期
売 上 高	－千円	1,024,213千円	1,148,005千円	1,280,091千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－千円	97,271千円	83,772千円	126,279千円
1株当たり当期純利益	－円	60.79円	52.36円	78.60円
総 資 産	－千円	1,332,147千円	1,613,127千円	1,999,650千円
純 資 産	－千円	945,701千円	1,174,261千円	1,486,639千円

- (注) 1. 当社では、第19期より連結計算書類を作成しております。第17期及び第18期については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けた連結財務諸表の数値を参考までに記載しておりますが、会社法第444条第4項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。また、当社は第17期より連結財務諸表を作成しておりますので、第16期の状況は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。
3. 当社は、2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しておりますが、第17期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
Ishin USA, Inc.	120千米ドル	100.0%	調査及び販売代理事業
Ishin Global Fund I Limited	1米ドル	100.0%	ファンド管理事業
Ishin Global Fund I L.P.	5,001千米ドル	2.0%	投資事業

(注) 当社は、2022年12月21日の取締役会において、当社の連結子会社であるIshin SG Pte. Ltd.を解散及び清算することを決議し、2023年9月4日に清算終了いたしました。

- ### ② 特定完全子会社に関する事項
- 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業区分	事業内容
公民共創事業	自治体の先進事例とそれを支援する民間企業を紹介する情報誌『自治体通信』、企業の自治体向けWEBマーケティングを支援する「BtoGプラットフォーム」の提供
グローバルイノベーション事業	成長産業に特化した情報ポータルサイト「BLITZ Portal」の提供
メディアPR事業	ベンチャー業界の情報誌『ベンチャー通信』、成長が期待されるベンチャー企業100社を紹介する有料会員制サービス「ベストベンチャー100」、採用オウンドメディア制作サービス「HIKOMA CLOUD」の提供

(8) 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

名称	所在地
東京本社	東京都新宿区
Ishin USA, Inc.	アメリカ

(9) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
89 (21) 名	4名増 (3名増)

(注) 従業員数は就業人員数であり、() 書きは外書きで臨時雇用者数（アルバイト、パートタイム、派遣社員）は最近1年間の平均雇用者数（1日8時間換算）を記載しております。

② 当社の従業員の状況（2024年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
88 (21) 名	4名増 (3名増)	34.7歳	3.7年

(注) 従業員数は就業人員数であり、() 書きは外書きで臨時雇用者数（アルバイト、パートタイム、派遣社員）は最近1年間の平均雇用者数（1日8時間換算）を記載しております。

(10) 主要な借入先（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,840,000株
- (3) 株主数 1,036名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社Bright Stone	760,000株	41.30%
明石 智義	358,700	19.49
株式会社SBI証券	108,300	5.88
村口 和孝	53,300	2.89
桜田 美希	50,000	2.71
楽天証券株式会社	42,100	2.28
片岡 聡	32,000	1.73
JPLLC-CL JPY	25,500	1.38
森下 亮太	21,500	1.16
松本 大	21,300	1.15

(注) 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日	2020年7月17日	2022年3月29日
保有者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く）4名	取締役（社外取締役を除く）4名
新株予約権の数	305個	279個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 30,500株	普通株式 27,900株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり16,000円（1株当たり160円）	新株予約権1個当たり97,100円（1株当たり971円）
権利行使期間	2022年7月18日から2030年7月17日まで	2024年3月30日から2032年3月29日まで
行使の条件	(注)3	(注)3

	第4回新株予約権
発行決議日	2023年8月29日
保有者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く）1名
新株予約権の数	28個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 2,800株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり105,800円（1株当たり1,058円）
権利行使期間	2025年8月30日から2033年8月29日まで
行使の条件	(注)3

(注) 1. 上記のうち第1回、第2回に取締役1名に付与した新株予約権については取締役就任前に付与されたものであります。

2. 当社は2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりま
す。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際し
て出資される財産の価額」が調整されております。
3. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役
若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員の地位を有していた者が定年
退職した場合にはこの限りではない。新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は
認めない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状
況

	第4回新株予約権
発行決議日	2023年8月29日
交付者の区分及び人数	従業員2名
新株予約権の数	33個
新株予約権の目的となる 株式の種類と数	普通株式 3,300株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込み は要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり105,800円 (1株当たり1,058円)
権利行使期間	2025年8月30日から2033年 8月29日まで
行使の条件	(注)

(注) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しく
は従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員の地位を有していた者が定年退職した場合
にはこの限りではない。新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
明石 智義	代表取締役会長	GMOベンチャー通信スタートアップ支援株式会社専務取締役
片岡 聡	代表取締役社長	
吉田 秀明	専務取締役	公民共創事業部、メディアPR事業部担当 Ishin USA, Inc. Director
丸山 広大	取締役	管理本部長 Ishin USA, Inc. Director Ishin Global Fund I Limited Director
西中大史	取締役	グローバルイノベーション事業部長 WEB開発部担当
上山 亨	取締役	カケルパートナーズ合同会社代表社員 HEROZ株式会社取締役（監査等委員） ビープラッツ株式会社社外取締役 株式会社いつも取締役（監査等委員） 株式会社M&A総研ホールディングス社外取締役 ヒルトップキャピタルパートナーズ合同会社代表社員
田中 真衣	取締役	公認会計士田中真衣事務所代表
藤井 千敏	常勤監査役	
鴫田 英之	監査役	株式会社鴫田ビジネスパートナーズ代表取締役 鴫田公認会計士・税理士事務所所長 株式会社スタイラジー監査役 株式会社鎌倉新書取締役CFO 東洋埠頭株式会社取締役（監査等委員）
重岡 裕介	監査役	重岡法律会計事務所所長 株式会社ストラテジーテック・コンサルティング監査役 株式会社ワントゥーテン監査役

- (注) 1. 取締役上山亨氏及び田中真衣氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役藤井千敏氏、監査役鴫田英之氏及び重岡裕介氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役上山亨氏及び田中真衣氏、監査役藤井千敏氏、鴫田英之氏及び重岡裕介氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役鴫田英之氏、重岡裕介氏及び取締役田中真衣氏は、会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役である重岡裕介氏については、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（以下、「非業務執行取締役等」という。）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することがで

きる旨を定めており、当社と非業務執行取締役等との間で、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意で重過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について定めており、常勤取締役の報酬等については、月額報酬及び役員賞与により構成しております。金銭報酬である一定額の基本報酬を毎月一定の時期に支給することとしており、会社の業績や経営内容、取締役本人の成果・責任の実態などを考慮し、原則として毎年度見直しを行う方針です。また、株主総会の決議により役員の報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。業績連動報酬制度は採用しておりません。なお、社外取締役及び監査役については、他の上場会社における支給動向等を勘案し、業績要素を一切加味しない固定報酬額を採用しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬につきましては、2022年6月29日開催の臨時株主総会の決議において、取締役の年間報酬限度額120百万円及び監査役の年間報酬限度額20百万円と決議されております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名であります。

当事業年度における当社の取締役の報酬等の総額、取締役又は監査役の個人別報酬等の額の算定方法については、前事業年度に係る定時株主総会終了後の取締役会又は監査役会において決議されております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針の決定権限につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	76,602 (5,700)	76,602 (5,700)	—	—	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,240 (12,240)	12,240 (12,240)	—	—	3 (3)

(注) 取締役に対する業績連動報酬等、非金銭報酬等の支給はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役上山亨氏は、カケルパートナーズ合同会社代表社員、HEROZ株式会社取締役（監査等委員）、ビープラッツ株式会社社外取締役、株式会社いつも取締役（監査等委員）、株式会社M&A総研ホールディングス社外取締役、ヒルトップキャピタルパートナーズ合同会社代表社員であります。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外取締役田中真衣氏は、公認会計士田中真衣事務所代表であります。当社と同兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外監査役鴫田英之氏は、株式会社鴫田ビジネスパートナーズ代表取締役及び鴫田公認会計士・税理士事務所所長、株式会社スタイラジー監査役、株式会社鎌倉新書取締役CFO、東洋埠頭株式会社取締役（監査等委員）であります。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外監査役重岡裕介氏は、重岡法律会計事務所所長、株式会社ストラテジーテック・コンサルティング監査役、株式会社ワントゥーテン監査役であります。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	上 山 亨	当事業年度に開催された取締役会22回のすべてに出席いたしました。経営と金融等に関する幅広い知識と経験を生かして、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性、適切性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	田 中 真 衣	当社取締役就任後の当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的な知識や経験を生かして、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性、適切性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	藤 井 千 敏	当事業年度に開催された取締役会22回のすべて、監査役会14回のすべてに出席いたしました。経営全般について、議案・審議等についての発言を適宜行っております。
監査役	鴫 田 英 之	当事業年度に開催された取締役会22回のすべて、監査役会14回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	重 岡 裕 介	当事業年度に開催された取締役会22回のすべて、監査役会14回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士・弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwC京都監査法人は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人と合併し、同日付でPwC Japan有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、必要な検証を行った結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして妥当と考えられることから、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条 第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関して、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) コーポレート・ガバナンス
 - ・取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定すると共に、取締役の職務の執行を監督する。
 - ・取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
 - ・取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。
 - ・監査役は、法令、定款及び「監査役会規程」、「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行を監査する。
 - (b) コンプライアンス
 - ・取締役及び執行役員は、当社「経営理念」及び「行動指針」に則り行動する。
 - ・管理本部及び常勤監査役、第三者機関を情報提供先とする内部通報制度の利用を促進し、当社及び子会社における法令違反や行動指針に反するおそれのある事実の早期発見に努める。
 - ・リスク・コンプライアンス委員会は、当社におけるコンプライアンスに係る体制、取り組み等の協議及び決定、当社のリスク管理に関する重要事項の方針決定を行い、コンプライアンス体制の充実並びにリスク管理を推進する。
 - (c) 財務報告の適正性確保のための体制整備
 - ・当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - ・当社の各部門及び子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分担による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(d) 内部監査

- ・代表取締役社長直轄の内部監査人を設置する。内部監査人は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ・情報セキュリティについては、「情報セキュリティマニュアル」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。
- ・取締役、執行役員及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- ・株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- ・個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
- ・各事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- ・各事業部門は、自部門の業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
- ・管理本部は、各事業部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
- ・リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議すると共に、当社のリスク管理の実施について監督する。
- ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において報告する。
- ・各事業部門は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかにリスク・コンプライアンス委員会に報告する。

- ・内部監査人は、当社のリスク管理体制及びリスク管理の実施状況について監査を行う。ただし、内部監査人を有する子会社については、当該部門と連携して行う。
- ④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
- ・適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。
 - ・取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - ・取締役会は、当社及び子会社の中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
 - ・執行役員及び部門長は、取締役会で定めた中期経営目標及び予算に基づき効率的な職務執行をし、取締役は予算の進捗状況について、取締役に報告する。
 - ・取締役の職務執行状況については、適宜、取締役に報告する。
 - ・執行役員の職務権限の行使は、「執行役員規程」に基づき適正かつ効率的に行う。
- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、当社及びその子会社（企業集団）における人事方針やコンプライアンス方針などの理念体系である「経営理念」、及び「行動指針」を作成し、企業集団に経営理念の共有・浸透を図り、その業務の適正を確保する。
 - ・子会社は、「関係会社管理規程」に定める協議承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めると共に、定期的に業務進捗情報の報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保する。
 - ・子会社担当取締役は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。
 - ・子会社は、当社の内部監査人による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告を行う。
 - ・当社は、必要に応じて、子会社に対し取締役を派遣又は監査役が赴き、当該役員を通じて、子会社取締役の職務執行を監視・監督する。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で決議する。
 - ・ 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役間で決議する。
 - ・ 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- ・ 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
 - ・ 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果を報告する。
 - ・ 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- (b) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ・ 当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うと共に、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した時は、直ちに当社の監査役へ報告する。
 - ・ 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うと共に、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める不利益取扱いの禁止に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
- ・ 監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
- ・ 監査役は、内部監査人と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査人に調査を依頼することができる。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① リスク管理体制の整備の状況

当社では、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を制定すると共に、「リスク管理規程」を制定し、原則として四半期に1回、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っております。また、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、全社的にコンプライアンス意識の維持・向上を図っております。

② 重要な会議の開催状況

当事業年度において取締役会は22回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また常勤取締役、常勤監査役、各事業部長（本部長及び代理職含む）、各部・室の部長及び室長（代理職含む）で構成される経営会議を原則月1回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

③ 監査役の監査体制

当事業年度において監査役会は14回開催し、年間の監査計画に基づいた業務監査等を通じて取締役の職務執行についての監査を行っております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針 該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現状におきましては、当社は成長過程にあることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大、事業効率化のための投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期については未定です。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化、人材への投資及び新規事業展開の財源として有効投資してまいりたいと考えております。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回の中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,515,493	流動負債	508,739
現金及び預金	1,324,180	買掛金	29,661
売掛金	153,326	未払金	105,669
仕掛品	4,693	未払法人税等	38,507
貯蔵品	159	前受収益	264,163
その他	36,337	賞与引当金	30,628
貸倒引当金	△3,203	その他	40,110
固定資産	484,156	固定負債	4,271
有形固定資産	10,036	資産除去債務	2,088
建物附属設備	11,449	その他	2,183
工具、器具及び備品	2,282	負債合計	513,010
リース資産	3,027	(純資産の部)	
減価償却累計額	△6,722	株主資本	919,599
無形固定資産	17,270	資本金	127,232
ソフトウェア	17,270	資本剰余金	119,232
投資その他の資産	456,849	利益剰余金	673,135
投資有価証券	406,312	その他の包括利益累計額	26,870
関係会社株式	6,550	その他有価証券評価差額金	2,464
繰延税金資産	36,505	為替換算調整勘定	24,405
その他	8,741	非支配株主持分	540,170
貸倒引当金	△1,260	純資産合計	1,486,639
資産合計	1,999,650	負債・純資産合計	1,999,650

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,280,091
売上原価		315,594
売上総利益		964,497
販売費及び一般管理費		763,538
営業利益		200,958
営業外収益		
受取利息	43	
投資事業組合運用益	27,010	
助成金収入	2,225	
その他	2,178	31,457
営業外費用		
支払利息	112	
投資事業組合運用損	27,227	
持分法による投資損失	332	
上場関連費用	9,994	
株式交付費用	4,174	
為替差損	2,273	
その他	0	44,113
経常利益		188,302
特別利益		
子会社清算益	3,330	3,330
税金等調整前当期純利益		191,633
法人税、住民税及び事業税	43,096	
法人税等調整額	30,668	73,764
当期純利益		117,868
非支配株主に帰属する当期純損失		△8,411
親会社株主に帰属する当期純利益		126,279

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	8,000	—	546,855	554,855
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	119,232	119,232		238,464
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			126,279	126,279
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	119,232	119,232	126,279	364,743
当 期 末 残 高	127,232	119,232	673,135	919,599

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	3,048	15,113	18,162	601,244	1,174,261
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					238,464
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益					126,279
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△584	9,292	8,707	△61,073	△52,365
当 期 変 動 額 合 計	△584	9,292	8,707	△61,073	312,378
当 期 末 残 高	2,464	24,405	26,870	540,170	1,486,639

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

Ishin USA, Inc.

Ishin Global Fund I Limited

Ishin Global Fund I L.P.

当連結会計年度において、前連結会計年度まで連結子会社であったIshin SG Pte. Ltd.の清算手続きが終了したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

関連会社の名称

GMOベンチャー通信スタートアップ支援株式会社

(2) 持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、当該関連会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資金は、投資その他の資産の「投資有価証券」として計上しており、投資事業組合が獲得した純損益の持分相当額を「営業外損益」に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減しております。

□. 棚卸資産

仕掛品及び貯蔵品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

□. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□. 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、当連結会計年度に帰属する支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

イ. 一時点で充足される履行義務

当社及び連結子会社において一時点で充足される履行義務には、公民共創事業においては『自治体通信』記事広告掲載料、グローバルイノベーション事業においては研修プログラムやイノベーション情報マネジメントツールの販売、メディアPR事業においては『ベンチャー通信』記事広告掲載料等があります。これらにおける当社及び連結子会社の履行義務は掲載誌の発刊、研修の開催、ツールの販売であり、いずれも出荷又は受渡時点において顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得し、当社及び連結子会社の履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務を充足した時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. 一定の期間にわたり充足される履行義務

当社及び連結子会社において一定の期間にわたり充足される履行義務には、公民共創事業においては「自治体通信Online」掲載料並びにプラットフォームサービス利用料、グローバルイノベーション事業においては「BLITZ Portal」利用料、メディアPR事業においては「ベストベンチャー100」などの有料会員サービスの会費並びに「HIKOMA CLOUD」利用料等があります。これらの契約において、履行義務は契約期間にわたりオンライン掲載又はポータルサイトを通じて情報提供することであり、当該履行義務は時の経過により充足されるため、履行義務が充足される契約期間に渡り収益を認識しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務の充足の開始時点である各サービスの利用開始時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

ハ. 代理人取引

当社及び連結子会社が当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しており、当社及び連結子会社が代理人として取引を行っている場合には、売上高を純額(手数料相当額)で認識しております。代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、特定された財又はサービスの提供について、当社及び連結子会社が約束の履行に対する主たる責任を有しているか、在庫リスクを有しているか、価格設定の裁量権を有しているかを指標としており、グローバルイノベーション事業におけるイノベーション情報マネジメントツールの販売及びメディアPR事業における求人広告ツールの利用手配等は、これらの財又はサービスが顧客に提供されるように手配を行う履行義務であることから、代理人取引と判定しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務を充足した時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	36,505千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りにおける主要な仮定は、過年度の実績数値を基に、事業計画策定時において入手可能な情報、市場環境等を織り込んだ将来の受注金額予測並びに人員計画に含まれる将来の増員見込であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得は、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化により影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じ、税金費用が計上される可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	一千円
------	-----

有形固定資産	10,036千円
--------	----------

無形固定資産	17,270千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループでは、継続的に収支の把握がなされている、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す内部管理上の最小単位によってグルーピングを行っております。減損の兆候が認められる資産グループについては、当該グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。割引前キャッシュ・フローの総額は、取締役会で承認された各社の事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

固定資産の減損損失の認識の判定にあたり、資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、当社の取締役会が承認した事業計画をもとに作成しており、事業計画における主要な仮定は、過年度の実績数値を基に、事業計画策定時において入手可能な情報、市場環境等を織り込んだ将来の受注金額予測並びに人員計画に含まれる将来の増員見込であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業計画に含まれる主要な仮定は見積りの不確実性が高く、将来の経営環境の変化による収益性の変動や市況の変動により、これらの主要な仮定に変更が生じた場合には、当初見込んでいた収益が得られず、翌連結会計年度における固定資産の評価に重要な影響が発生し、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,840,000株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
該当事項はありません。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び株式数
普通株式 82,200株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関等からの借入等を行っておりません。

なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、1年内の回収予定であり、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は連結子会社であるIshin Global Fund I L.P.による海外スタートアップ企業への投資事業組合を通じた出資及び投資目的の株式であり、投資先の企業価値変動リスク及び為替リスクに晒されておりますが、定期的に財務内容を把握することにより管理しております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、営業債権について、経理規程及び与信管理マニュアルに基づき、各担当部門が顧客及び取引先との信用状況を定期的に把握し、期日及び残高を厳正に管理すると共に、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、リスク軽減を図っております。営業債務は資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	153,326	153,326	—
(2) 投資有価証券	317,080	317,080	—
資産計	470,406	470,406	—
(1) 買掛金	29,661	29,661	—
(2) 未払金	105,669	105,669	—
(3) 未払法人税等	38,507	38,507	—
負債計	173,837	173,837	—

(注) 1. 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2024年3月31日)
投資有価証券(※)	89,232

※投資事業組合への出資金であり、市場価格がないことから時価開示の対象とはしていません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,324,180	—	—	—
売掛金	153,326	—	—	—
合計	1,477,507	—	—	—

3. 金融資産の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(注)一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については含めておりません。基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位：千円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上					
325,018	-	△28,031	20,092	-	-	317,080	-

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	153,326	—	153,326
資産計	—	153,326	—	153,326
買掛金	—	29,661	—	29,661
未払金	—	105,669	—	105,669
未払法人税等	—	38,507	—	38,507
負債計	—	173,837	—	173,837

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

② 買掛金、未払金及び未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント			
	公民共創事業	グローバルイノベーション事業	メディアPR事業	計
売上高				
一時点で移転される財又はサービス	325,267	74,435	114,839	514,542
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	147,413	314,206	303,928	765,548
顧客との契約から生じる収益	472,680	388,642	418,768	1,280,091
外部顧客への売上高	472,680	388,642	418,768	1,280,091

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
売掛金(期首残高)	162,162千円
売掛金(期末残高)	153,326
契約負債	
前受収益(期首残高)	248,872
前受収益(期末残高)	264,163

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、246,496千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	514円39銭
1株当たり当期純利益	78円60銭

(注) 2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2024年3月25日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。上場にあたり、2024年2月20日及び2024年3月5日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式73,500株の第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）を行うことを決議し、2024年4月23日に払込が完了いたしました。

- | | |
|------------------|---|
| (1) 発行した株式の種類及び数 | : 普通株式 73,500株 |
| (2) 割当価格 | : 1株につき993.60円 |
| (3) 割当価格の総額 | : 73,029,600円 |
| (4) 資本組入額 | : 1株につき496.80円 |
| (5) 増加した資本金の額 | : 36,514,800円 |
| 増加した資本準備金の額 | : 36,514,800円 |
| (6) 払込期日 | : 2024年4月23日 |
| (7) 割当方法 | : 第三者割当 |
| (8) 割当先 | : みずほ証券株式会社 |
| (9) 資金の用途 | : ソフトウェアの保守開発費用、新規事業の開発費用、人員採用費及び人件費に充当する予定であります。 |

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,237,350	流動負債	487,622
現金及び預金	1,068,636	買掛金	29,065
売掛金	141,826	未払金	101,542
仕掛品	4,693	未払費用	524
貯蔵品	97	未払法人税等	37,330
前払費用	22,391	未払消費税等	26,437
未収入金	2,628	前受収益	250,095
その他	279	預り金	8,899
貸倒引当金	△3,203	リース債務	647
固定資産	137,786	賞与引当金	30,628
有形固定資産	10,036	その他	2,450
建物附属設備	11,449	固定負債	4,271
工具、器具及び備品	2,282	リース債務	2,183
リース資産	3,027	資産除去債務	2,088
減価償却累計額	△6,722	負債合計	491,894
無形固定資産	47,945	(純資産の部)	
のれん	30,675	株主資本	883,242
ソフトウェア	17,270	資本金	127,232
投資その他の資産	79,804	資本剰余金	119,232
その他の関係会社有価証券	12,199	資本準備金	119,232
関係会社株式	23,706	利益剰余金	636,778
敷金	7,040	その他利益剰余金	636,778
繰延税金資産	36,505	繰越利益剰余金	636,778
長期前払費用	352		
破産更生債権等	1,260		
貸倒引当金	△1,260	純資産合計	883,242
資産合計	1,375,137	負債・純資産合計	1,375,137

損 益 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,256,053
売 上 原 価		309,074
売 上 総 利 益		946,978
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		767,836
営 業 利 益		179,142
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	14,505	
助 成 金 収 入	2,225	
そ の 他	1,355	18,086
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	79	
上 場 関 連 費 用	9,994	
株 式 交 付 費	4,174	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	1,882	
為 替 差 損	1,679	
そ の 他	0	17,810
経 常 利 益		179,418
特 別 利 益		
子 会 社 清 算 益	18,371	18,371
税 引 前 当 期 純 利 益		197,789
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	42,551	
法 人 税 等 調 整 額	35,214	77,765
当 期 純 利 益		120,023

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		資本準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
繰越利益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	8,000	—	516,755	516,755	524,755	524,755
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	119,232	119,232			238,464	238,464
当 期 純 利 益			120,023	120,023	120,023	120,023
当 期 変 動 額 合 計	119,232	119,232	120,023	120,023	358,487	358,487
当 期 末 残 高	127,232	119,232	636,778	636,778	883,242	883,242

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品及び貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、当事業年度に帰属する支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 一時点で充足される履行義務

当社において一時点で充足される履行義務には、公民共創事業においては『自治体通信』記事広告掲載料、グローバルイノベーション事業においては研修プログラムやイノベーション情報マネジメントツールの販売、メディアPR事業においては『ベンチャー通信』記事広告掲載料等があります。これらにおける当社の履行義務は掲載誌の発刊、研修の開催、ツールの販売であり、いずれも出荷又は受渡時点において顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務を充足した時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 一定の期間にわたり充足される履行義務

当社において一定の期間にわたり充足される履行義務には、公民共創事業においては「自治体通信Online」掲載料並びにプラットフォームサービス利用料、グローバルイノベーション事業においては「BLITZ Portal」利用料、メディアPR事業においては「ベストベンチャー100」などの有料会員サービスの会費並びに「HIKOMA CLOUD」利用料等があります。これらの契約において、履行義務は契約期間にわたりオンライン掲載又はポータルサイトを通じて情報提供することであり、当該履行義務は時の経過により充足されるため、履行義務が充足される契約期間に渡り収益を認識しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務の充足の開始時点である各サービスの利用開始時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 代理人取引

当社が当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しており、当社が代理人として取引を行っている場合には、売上高を純額（手数料相当額）で認識しております。代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、特定された財又はサービスの提供について、当社が約束の履行に対する主たる責任を有しているか、在庫リスクを有しているか、価格設定の裁量権を有しているかを指標としており、グローバルイノベーション事業におけるイノベーション情報マネジメントツールの販売及びメディアPR事業における求人広告ツールの利用手配等は、これらの財又はサービスが顧客に提供されるように手配を行う履行義務であることから、代理人取引と判定しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領、又は履行義務を充足した時点から概ね2ヶ月以内に受領しており、対価の額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として認識しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

7. その他計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	36,505千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りにおける主要な仮定は、過年度の実績数値を基に、事業計画策定時において入手可能な情報、市場環境等を織り込んだ将来の受注金額予測並びに人員計画に含まれる将来の増員見込であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得は、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化により影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じ、税金費用が計上される可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	一千円
有形固定資産	10,036千円
無形固定資産	47,945千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社では、継続的に収支の把握がなされている、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す内部管理上の最小単位によってグルーピングを行っております。減損の兆候が認められる資産グループについては、当該グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。割引前キャッシュ・フローの総額は、取締役会で承認された事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

固定資産の減損損失の認識の判定にあたり、資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、当社の取締役会が承認した事業計画をもとに作成しており、事業計画における主要な仮定は、過年度の実績数値を基に、事業計画策定時において入手可能な情報、市場環境等を織り込んだ将来の受注金額予測並びに人員計画に含まれる将来の増員見込であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画に含まれる主要な仮定は見積りの不確実性が高く、将来の経営環境の変化による収益性の変動や市況の変動により、これらの主要な仮定に変更が生じた場合には、当初見込んでいた収益が得られず、翌事業年度における固定資産の評価に重要な影響が発生し、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

・ 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

短期金銭債権	1,854千円
短期金銭債務	2,293千円

損益計算書に関する注記

・ 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	75,917千円
販売費及び一般管理費	22,435千円
営業取引以外の取引高	14,505千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	千円
繰延税金資産	
未払事業税	2,571
賞与引当金	9,378
未払役員給与	2,286
減価償却超過額	4,196
貸倒引当金超過額	1,366
資産除去債務	639
資産調整勘定	14,359
その他	3,745
繰延税金資産小計	38,544
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△639
評価性引当額小計	△639
繰延税金資産合計	37,904
繰延税金負債	
その他の関係会社有価証券	1,128
その他	270
繰延税金負債合計	1,398
繰延税金資産の純額	36,505

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	Ishin USA, Inc.	所有 直接100.0%	事務業務代行 調査営業開発業務委託 ポータルサイト提供 役員の兼任 従業員の出向	事務業務代行収入	1,221	売掛金	101
				調査営業委託料	22,435	未払金	2,293
				ライセンス収入	72,497	売掛金	1,313
						前受収益	20,577
				受取配当金	14,505	—	—
子会社	Ishin Global Fund I Limited	所有 直接100.0%	事務業務代行 役員の兼任	事務業務代行収入	2,199	売掛金	156
						未収入金	9
				出向負担金受入	2,449	流動資産 その他	273

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場の実勢を勘案して、一般取引条件と同様に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 480円02銭

1 株当たり当期純利益 74円71銭

(注) 2023年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行)

「連結注記表(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

イシン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 若山 聡満
業務執行社員
指定有限責任社員 齋藤 勝彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イシン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イシン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年2月20日及び2024年3月5日開催の取締役会において、第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）を行うことを決議し、2024年4月23日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

イシン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 若山 聡満
業務執行社員

指定有限責任社員 齋藤 勝彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イシン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年2月20日及び2024年3月5日開催の取締役会において、第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）を行うことを決議し、2024年4月23日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について、検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

イシン株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 藤井千敏

社外監査役 鵜田英之

社外監査役 重岡裕介

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿一丁目14番11号 Daiwa西新宿ビル
TKP新宿カンファレンスセンター ホール4D
電話：03-5909-7320



- 交通：JR山手線 新宿駅 新宿駅南口 徒歩5分
JR中央線 新宿駅 新宿駅南口 徒歩5分
JR埼京線 新宿駅 新宿駅南口 徒歩5分
JR湘南新宿ライン 新宿駅 新宿駅南口 徒歩5分
JR総武線 新宿駅 新宿駅南口 徒歩5分
京王線 新宿駅 新宿駅西口 徒歩5分
小田急線 新宿駅 新宿駅西口 徒歩5分
東京メトロ丸ノ内線 新宿駅 新宿駅西口 徒歩5分
都営新宿線 新宿駅 7番出口 徒歩1分
都営大江戸線 新宿駅 7番出口 徒歩1分